

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

産業連関構造調査（鉱工業投入調査）

2 調査の目的

鉱工業部門の投入構造（主として主要工業製品の原価構成）を明らかにし、産業連関表作成（投入構造推計）の基礎資料とすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本標準産業分類の大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業及びE－製造業のうち、経済産業省が所管する主要製品を生産する事業所及び産業連関表における再生資源回収・加工処理部門に該当する活動を行う事業所

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約16,000事業所（母集団の大きさ：約23万事業所）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

製造業については、直近の経済構造実態調査及び経済産業省生産動態統計調査の個票データ、鉱業、採石業、砂利採取業については、経済産業省生産動態統計調査の個票データ、再生資源回収・加工処理部門については、直近の経済センサス－活動調査の個票データをそれぞれ母集団情報として、調査対象品目ごとに出荷額規模の大きい事業所の順に出荷額の約70%をカバーする事業所を抽出

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

企業・事業所名及び所在地、法人番号、売上実績、直接材料費内訳、売上原価、販売費及び一般管理費の内訳、包装材料費内訳、消耗品・備品の内訳、屑・副産物の自社内再利用・売却実績、製造工程

[集計しない事項の有無] 無 有

- ・法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・消耗品・備品の内訳は、審査の過程で、消耗品・備品費の規模の確認等に用いるものであり、集計は行わない。
- ・製造工程は、審査の過程で、直接材料費内訳に記入された材料の判断等に用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

令和6年暦年

6 報告を求めるとに用いる方法

(1) 調査系統

経済産業省 — 民間事業者 — 報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール) 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

- ・民間事業者への委託業務：調査票の配布・収集、審査、記入内容照会及び督促
- ・配布に際しては、企業本社等の事業所宛に対象事業所分の調査票を配布する。
- ・オンライン調査は、経済産業省ホームページ上に掲載した調査票様式をダウンロードし、メールにて提出する方法により行う。なお、調査票様式についてはパスワードを設定する等のセキュリティ対策を行う。

7 報告を求めると期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 (原則5年 (産業連関表作成対象年に実施))

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和2年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和7年11月～令和8年1月

8 集計事項

1. 品目別平均費用構成

2. 品目別平均使用材料費構成
3. 品目別屑・副産物の自社内再利用・売却実績

9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)
- (2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)
- (3) 公表の期日
令和8年10月

10 使用する統計基準

- 使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他
()

使用しない

調査対象の範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類による。ただし、結果の表章に当たっては、本調査が産業連関表作成のための基礎資料として鉱工業部門の投入構造を明らかにすることを目的としているため、産業連関表の部門別に表章を行い、日本標準産業分類は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

- (1) 調査票情報の保存期間
 - ・記入済み調査票：1年
 - ・調査票の内容を記録した電磁的記録：永年
- (2) 保存責任者

経済産業省大臣官房調査統計グループ経済解析室長